

様式第1号(第2条関係)  
個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	市民税・県民税申告書台帳	
行政機関等の名称	久喜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課市民税第1係 総務部市民税課市民税第2係 総務部市民税課諸税係	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の賦課事務に利用する。	
記録項目	1 住民コード、2 賦課期日住所、3 現住所、4 氏名、5 個人番号、6 生年月日、7 世帯主氏名、8 続柄、9 電話番号、10 業種又は職業、11 収入金額等、12 所得金額、13 所得から差し引かれる金額に関する事項(社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族、雑損控除、医療費控除)、14 所得から差し引かれる金額、15 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法、16 給与所得の内訳、17 事業・不動産所得に関する事項、18 配当所得に関する事項、19 雑所得(公的年金以外)に関する事項、20 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項、21 事業専従者に関する事項、22 別居の扶養親族に関する事項、23 事業税に関する事項、24 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項、25 寄附金に関する事項、26 所得金額調整控除に関する事項、27 収入のなかった方の生活状況	
記録範囲	市民税・県民税申告書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告、同居親族の申告、委任を受けた者の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	久喜市役所庶務課付公文書館 久喜市菖蒲行政センター総務・人権係 久喜市栗橋行政センター総務・人権係 久喜市鷺宮行政センター総務・人権係 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-1 〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38 〒349-1192 埼玉県久喜市間鎌251-1 〒340-0295 埼玉県久喜市鷺宮6-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		